玖珠町図書室雑誌スポンサー制度実施要綱

（目的）

第１条　この告示は、図書室サービスの充実を図るため、玖珠町図書室（以下「図書室」という。）に配架する雑誌を広告媒体として民間事業者等に提供し、当該民間事業者等が広告掲載料を負担する玖珠町図書室雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象施設）

第２条　雑誌スポンサー制度の対象施設は、次のとおりとする。

1. くすまちメルサンホール図書室
2. わらべの館図書室

（雑誌スポンサーの対象者）

第３条　雑誌スポンサーは、企業及び個人の事業者、公共的団体又はこれに類する者、その他教育委員会が適当と認める者を対象とする。

（雑誌スポンサーの期間）

第４条　雑誌スポンサーの期間は、原則として１年度間（４月１日～翌年３月３１日）とする。年度の途中に雑誌スポンサーに決定した場合は、決定した月の翌月から当該年度の３月３１日までとする。

２　期間満了の２月前までに、教育委員会又は雑誌スポンサーのいずれかの解約の意思決定がない場合は、翌年度の期間を自動的に更新するものとし、その後も同様とする。

（広告の内容）

第５条　広告の内容は、図書室の公共性及び社会的信頼を損うおそれがないもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

（１）　公序良俗に反するもの

（２）　虚偽誇大なもの

（３）　政治性のあるもの

（４）　社会問題について主義主張のあるもの

（５）　売名的行為に類するもの

（６）　人権を侵害するおそれのあるもの

（７）　宗教性のあるもの

（８）　青少年の健全育成に反するもの

（９）　男女交際等を目的とするもの

（１０）　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）の規定に該当する営業に係わるもの又はこれに類するもの

（１１）　町の行為又は推奨していると誤解を生じさせるおそれがあるもの

（１２）　その他広告として適当でないと認めたもの

（広告の規格、掲載期間、募集方法等）

第６条　広告の規格、掲載期間、募集方法等については、別に定める。

（申込み）

第７条雑誌スポンサー制度を利用しようとする者（以下「申込者」という。）は、玖珠町図書室雑誌スポンサー申込書（様式第１号）に必要事項を記入し、広告の原稿等を添えて教育委員会に提出するものとする。

（雑誌スポンサーの決定）

第８条　教育委員会は、雑誌スポンサーを決定したときは、玖珠町図書室雑誌スポンサー決定通知書（様式第２号）により、申込者に通知するものとする。

（提供雑誌の購入代金及び支払い）

第９条提供雑誌は、原則として、玖珠町内の書店（以下「町内書店」という。）から購入しなければならない。

２　提供雑誌の購入代金は、町内書店の請求に基づいて、雑誌スポンサーが直接支払う。

３　前項に定める支払い方法は、原則として、一括先払いとする。ただし、雑誌スポンサーと町内書店の協議により別方法とすることができる。

４　提供雑誌は、原則として、町内書店が対象施設に納入するものとする。

（提供雑誌の所有権）

第１０条　図書室が提供を受けた雑誌の所有権は、玖珠町に帰属するものとする。

（広告掲載の責務）

第１１条　雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負わなければならない。

（補則）

第１２条この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。